

第1回須坂市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

1 開催日時

令和元年8月21日（水）

午後1時30分 開会

午後3時15分 閉会

2 会議の場所

第3委員会室

3 出席した者

神林信久

篠塚みち子

竹前政子

前川博司

鶴田崇

高野恭平

神林清治

若林幸夫

永井康彦

岡村将次

若槻吉章

山崎英也

4 欠席した者

田崎恒基

山下徹也

5 事務局出席職員

小林健康福祉部長

浅野健康づくり課長

永井健康づくり課長補佐

荻原健康づくり課長補佐

荒井国保年金係長

中村健康支援係技査

北島国保年金係主任主事

滝澤税務課長

荒井課長補佐兼管理係長

丸山収税係長

佐藤市民税係長

6 傍聴者 0名

7 配布資料

資料「第1回須坂市国民健康保険運営協議会資料」

- 1 平成30年度 須坂市国民健康保険特別会計決算（案）について
- 2 2019年度 須坂市国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について
- 3 平成30年度須坂市国民健康保険医療費等の動向について
 - ア 被保険者の状況①～②
 - イ 療養諸費の状況
 - ウ 診療諸率
 - エ 国保税調定額・収納額の年度別推移
 - オ 国民健康保険の現況①～③
 - カ 来年度納付金等の算定スケジュールについて
- 4 特定健康診査・特定保健指導について
- 5 その他（国民健康保険運営協議会委員等研修会について ほか）

8 正副会長の選出

会長 公益代表 永井 康彦 委員
副会長 公益代表 若林 幸夫 委員

9 会議録署名委員の指名

被保険者代表 篠塚 みち子 委員、保険医・保険薬剤師代表 高野 恭平委員

10 協議状況

(1) 平成30年度須坂市国民健康保険特別会計決算（案）について事務局から説明
原案どおり了承

(2) 2019年度 須坂市国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について事務局から説明
《主な意見と回答》

Q1：基金残高について、2019年度当初予算の額と補正後の額の差額について、内訳はどのようなものなのか。

A1：平成30年度末基金残高は、581,300千円となった。2019年度当初予算において、141,632千円を取り崩す予算を組んでいたが、平成30年度決算にて繰越金が生じたため、取り崩す額を減らし、利息の積み立てを算出すると、今年度末の基金残高は457,861千円の見込みとなる。

(3) 平成30年度須坂市国民健康保険医療費等の動向について事務局から説明
《主な意見と回答》

Q1：須坂市国民健康保険特別会計決算で、平成29年度の歳入では約65億円で平成30年度の歳入は約53億円となっている。同じ事業をしているはずだが、この違いは何か。

また、納付金の算定スケジュールにおいて、秋の試算の実施が行われるわけだが、須坂市として、何か多くいただける交付金等はないのか。

A1：平成30年度に国民健康保険の大きな制度改革があり、歳入の部分では国庫支出金・療養給付費等交付金など、平成29年度まで須坂市の特別会計でみていたものが、30年度から県も保険者として加わり、県でも特別会計を作り、県で基本的に集約されるようになった。そのため、平成29年度に比べて約11億円ほど減少している。

納付金について、2020年度どのくらいになるのかは、これから示されてくる。それを受けて、基金の状況等を考慮し、保険税率をどのようにするか検討する必要がある。

また、交付金については、保険者努力支援制度というのがあり、保険者の取り組み状況に応じて点数化され、点数が高いほど交付金がもらえるという制度となっている。多く交付されると、保険税の負担軽減にもつながってくる。

Q2：納付金は何を基準として決まるのか。

A2：市町村の所得水準及び医療費水準を基準としている。長野県全体の世帯数や被保険者数を分母とし、須坂市の状況を分子として算定される。県より納付金が示されたら、市にて基金残高等を考慮し、保険税率を算出する流れとなっている。

(4) 特定健康診査・特定保健指導について事務局から説明

《主な意見と回答》

Q1：電話による受診勧奨は、どのぐらいの効果があったのか教えていただきたい。

A1：担当者によりバラつきはあるが、私が行った電話による受診勧奨では、1割から2割程度受診していただけた。

(5) その他

国民健康保険運営協議会委員等研修会について事務局より説明

と き 10月30日(水) 午後1時から

ところ 穂高公民館(安曇野市穂高5047番地)

被保険者証と高齢受給者証の一体化について事務局より説明

原案どおり了承

令和元年8月21日

会 長 永 井 康 彦

署名委員 篠 塚 み ち 子

署名委員 高 野 恭 平